

『大学が独自に設定する科目』の取り扱いについて

〔教職専門科目〕及び『教科に関する専門的事項』に関する科目のそれぞれ最低修得単位数を超えた単位については、免許申請の際に『大学が独自に設定する科目』の単位として計上することができます。ただし、計上できる単位数は、免許教科によって異なります。計上する場合は、それぞれの免許教科ごとに必要単位数を集計した上で判断しなければなりません。（下記例参照。）

* 例 * * * * *

ある学生が免許ごとに単位を集計したところ、次の表のような単位数になった。

	高等学校一種免許状 「地理歴史」	高等学校一種免許状 「公民」
〔教職専門科目〕	33 (31)	33 (31)
『大学が独自に設定する科目』	0 (8)	0 (8)
『教科に関する専門的事項』	40 (20)	20 (20)
合計単位数	73 (59)	53 (59)

※ カッコ内の数字は当該分野の最低修得単位数を示している。

* * * * *

① 地理歴史の免許状を取得する場合

〔教職専門科目〕の余った単位（2単位）と、『教科に関する専門的事項』に関する科目の余った単位（20単位）を『大学が独自に設定する科目』として計上することができるので、新たに『大学が独自に設定する科目』の単位を修得する必要はありません。

② 公民の免許状を取得する場合

『教科に関する専門的事項』に関する科目に余った単位はなく、〔教職専門科目〕の余った単位（2単位）しか計上できないため、『大学が独自に設定する科目』を残り6単位以上取得しなければなりません。なお、地理歴史の免許状で余った単位を、公民の免許状に回すことはできません。

	高等学校一種免許状 「地理歴史」	高等学校一種免許状 「公民」
〔教職専門科目〕	33 (31)	33 (31)
『大学が独自に設定する科目』	0 (8)	0 (8)
『教科に関する専門的事項』	40 (20)	20 (20)
合計単位数	73 (59)	53 (59)

※ 矢印内の数字は、『大学が独自に設定する科目』に回せる単位数を示している。

※ カッコ内の数字は当該分野の最低修得単位数を示している。

2単位のみの計上可能

22単位計上可能

地理歴史の免許状で余った単位を公民の免許状の単位に回すことはできません。